

公会堂条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第13号

公会堂条例施行規則の一部を改正する規則

公会堂条例施行規則（平成17年岩手県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区 分	単 位	附属の設備の利用料金の上限額							
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで		
舞 台 設 備	金びょうぶ	1 双	円 1,920	円 1,920	円 1,920	円 3,840	円 3,840	円 5,760	
	銀びょうぶ	1 双	1,920	1,920	1,920	3,840	3,840	5,760	
	白びょうぶ	1 双	1,920	1,920	1,920	3,840	3,840	5,760	
	テーブル掛	1 枚	80	80	80	160	160	240	
	取外し机	1 脚	40	40	40	80	80	120	
	普通椅子	1 脚	40	40	40	80	80	120	
	平台	1 枚	120	120	120	240	240	360	
	演台	1 台	440	440	440	880	880	1,320	
	譜面台	1 台	40	40	40	80	80	120	
	指揮台	1 個	40	40	40	80	80	120	
	上敷	1 組 (5枚)	460	460	460	920	920	1,380	
	扇風機	1 台	460	580	580	1,040	1,160	1,620	
	Horizont幕	1 張	650	650	650	1,300	1,300	1,950	
附 属 の 設 備	照 明 設 備	ボーダーライト（第1）	1 式	760	1,140	1,140	1,900	2,280	3,040
		ボーダーライト（第2）	1 式	730	830	830	1,560	1,660	2,390
		Horizontライト	1 式	730	830	830	1,560	1,660	2,390
		ロー Horizontライト	1 式	700	830	830	1,530	1,660	2,360
		アークピンスポットライト	1 台	2,740	3,340	3,340	6,080	6,680	9,420
		ロングスポットライト（1.5キロワット）	1 台	1,600	1,920	1,920	3,520	3,840	5,440
		プロジェクタースポットライト（1.5キロワット）	1 台	1,510	1,800	1,800	3,310	3,600	5,110
		ピンスポットライト（1キロワット）	1 台	830	1,000	1,000	1,830	2,000	2,830
		スポットライト（1キロワット）	1 台	830	1,000	1,000	1,830	2,000	2,830
スポットライト（500ワット）	1 台	450	520	520	970	1,040	1,490		

	ミラーボール	1式	650	750	750	1,400	1,500	2,150
放送 設備	大型拡声器（マイクロホン2本付き）	1式	1,750	2,150	2,150	3,900	4,300	6,050
	マイクロホン	1本	390	460	460	850	920	1,310
	ワイヤレスアンプ（マイクロホン2本付き）	1式	1,750	2,040	2,040	3,790	4,080	5,830
	レコードプレーヤー	1台	460	580	580	1,040	1,160	1,620
	テープレコーダー	1台	1,750	2,040	2,040	3,790	4,080	5,830
その 他の 設備	スクリーン（大ホール）	1張	1,270	1,270	1,270	2,540	2,540	3,810
	スクリーン（会議室）	1台	220	220	220	440	440	660
	ピアノ（大型）	1台	使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場合は11,570円、4時間を超え10時間以内の場合は16,420円、10時間を超える場合は21,300円					
	ピアノ（中型）	1台	使用1回ごとに、使用時間が、4時間以内の場合は3,670円、4時間を超え10時間以内の場合は5,300円、10時間を超える場合は7,160円					
電気料		1kwh までごと に						30円

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。